

天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

天 理 市 教 育 委 員 会
教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第 5 号

天理市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

天理市立学校体育施設の開放に関する規則（平成12年 9 月教育委員会規則第 10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「社会体育」の次に「及び社会教育」を加え、「運動場、体育館及びプール」を「運動場及び体育館」に改める。

別表中

「

運動場	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前 9 時～午後 5 時
プール	夏期休業日	午前 9 時～午後 5 時

」

を

「			に
運動場	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前 9 時～午後 5 時	
			」

改める。

様式第 1 号中

「		を
種目		
		」
「		に改める。
活動内容		
		」

様式第 2 号及び第 4 号中

「		を
運動場・体育館・プール		
		」

「

運動場・体育館

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。